

ガス衣類乾燥機割

【付帯メニュー定義書】

令和3年 4月 1日

唐津瓦斯株式会社

目 次

1. 定義 1

2. 適用条件 1

3. 契約の締結 1

4. 割引内容 2

5. 適用廃止 2

6. 清算 2

7. 設置確認 2

8. 本定義書の変更および廃止 3

9. その他 3

付 則 1. 実施の期日 3

ガス衣類乾燥機割(以下「本定義書」といいます)は、当社との間でガス供給及び使用に関する契約を締結しているお客さまに対し、当社のガス小売供給約款(基本約款)および個別約款にもとづき計算されるガス料金の一部を割引する取扱いを定めたものです。

1. 定義

- (1)ガス小売供給約款(基本約款)および個別約款に定義される言葉は、本定義書においても同様の意味で使用します。
- (2)本定義書における個別約款とは、一般料金契約、家庭用厨房・給湯・暖房契約のことをいいます。
- (3)「ガス衣類乾燥機」とは、エネルギー源としてガスを使用し、衣類等の乾燥を行う燃焼機器のことをいいます。

2. 適用条件

当社は、以下の条件を満たすお客さまからのお申込みを当社が承諾した場合に本定義書を適用します。

- (1)お客さまが、一般料金契約、家庭用厨房・給湯・暖房契約のいずれかの契約者であること
- (2)ガス衣類乾燥機をご利用のお客さま

3. 契約の締結

- (1) 本定義書にもとづく契約の締結を希望されるお客さまは、当社が定める申し込み方法により、当社に申し込んでいただきます。
- (2) 本定義書にもとづく契約は、当社がお客さまからの申し込みを承諾した日(以下「契約成立日」といいます)に成立いたします。
- (3) 本定義書にもとづくガス衣類乾燥機割の適用開始日は、本定義書の契約成立日以降の最初のガスの定例検針日の翌日からといたします。なお、契約成立日が新たにガスを使用開始する日以前の場合は、当該定期用開始日は、新たにガスを使用する日からといたします。

4. 割引内容

当社は2に定める適用条件を満たすお客さまからのお申込みを承諾した場合には、各個別契約の別表に定める料金表(料金表の基本料金、基準単位料金又は小売供給約款(基本契約)23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金をもちいます)を適用して算定した料金(小数点以下の端数を切り捨て)(以下「割引前料金」といいます)から以下に定める割引額を割り引きます。ただし、料金算定期間のガス使用量が0の場合は割引の適用は行いません。

【割引額】

付帯メニュー定義書の適用がガス衣類乾燥機割のみの場合

割引額＝割引前料金×以下に定める割引率

(計算結果は小数点以下の端数切捨て)

《ガス衣類乾燥機割 割引率》 3.0%

5. 適用廃止

お客さまから2に定める適用条件を満たさなくなった直後のガスの検針日において、ガス衣類乾燥機割の適用を廃止いたします。

6. 清算

2に定める条件を満たさないで、お客さまがガス衣類乾燥機割の割引後の料金をお支払いいただいている場合は、当社は2に定める条件を満たさなくなった日までさかのぼって清算させていただきます。この場合精算額は、5に定める適用廃止の日以降のガス衣類乾燥機割の割引額とさせていただきます。

7. 設置確認

当社は、ガス衣類乾燥機が設置・使用されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な理由がない限り、機器設置・使用場所への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社は本定義書の申し込みを承諾しない、または本定義書を解約することといたします。

8. 本定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、ガス小売供給約款（基本契約）2に準じます。
- (2) 当社は、本定義書廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせ及び契約締結後の書面交付を行う場合は、ガス小売供給約款（基本契約）2に準じます。

9. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款（基本契約）を適用いたします。

付則

1. 実施の期日

本定義書は令和3年4月1日から実施いたします。